

平成28年度

住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金
(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)

ZEHビルダー登録公募要領

平成29年1月

ZEHビルダー登録を申請される皆様へ

ZEHビルダー登録申請者は、虚偽の内容を含む申請をしてはなりません。

その内容に偽りがあることがZEHビルダー登録後に判明した場合、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを認識し、誠実且つ的確な申請をしてください。

不正をした事が明らかになった場合は当該ZEHビルダーが関連した補助対象事業者への補助金の交付決定取り消しや、既に支払った補助金の返還を求めるときもあり得ますので、注意してください。

なお、登録されたZEHビルダーが関わる補助事業で補助対象事業者が導入した設備等については、SIIが補助事業の対象となり得るものとして指定したものであり、補助対象設備導入に係る補助対象事業者とZEHビルダー(設計者・施工者)との契約、施工、設備等の品質・性能、燃料等の調達、導入完了後の保守や保証、知的財産権等をSIIが保証するものではありません。

万一、上記に関する紛争が起きてもSIIは関与しません。

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

INDEX

ZEHビルダー公募

| | |
|---------------------------|---|
| 1 ZEHビルダーとは | 3 |
| 2 ZEHビルダーの役割 | 3 |
| 3 ZEHビルダー登録の要件 | 4 |
| 4 ZEHビルダーの区分 | 4 |
| (1) 登録の単位 | 4 |
| (2) 地域による区分 | 4 |
| (3) 住宅の種別による区分 | 5 |
| 5 ZEHビルダー登録に必要な書類 | 6 |
| 6 ZEHビルダー登録後の実績報告とその一部の公表 | 6 |
| 7 ZEHビルダーの公募～公表 | 7 |
| (1) 公募 | 7 |
| (2) ポータルサイトのID取得申込～IDの付与 | 7 |
| (3) ポータルサイトへの情報入力 | 7 |
| (4) ZEHビルダー登録申請 | 8 |
| (5) ZEHビルダーの確認と登録 | 9 |
| (6) ZEHビルダーの公表 | 9 |
| 8 注意事項 | 9 |
| 9 提出先および問合せ先 | 9 |

ZEHビルダー公募

1 ZEHビルダーとは

本事業の趣旨ならびに、「ZEHロードマップ」の意義に基づき、自社が受注する住宅のうちZEH(Nearly ZEHを含む)が占める割合を2020年度までに50%以上とする事業目標(以下「ZEH普及目標」という)を掲げるハウスメーカー、工務店、建築設計事務所、リフォーム業者、建売住宅販売者等をSIIは「ZEHビルダー」と定め、公募します。SIIは、登録されたZEHビルダーをホームページで公表します。また、政府は、登録されたZEHビルダーの情報を元にZEH普及に向けた更なる施策を検討する予定です。

2 ZEHビルダーの役割

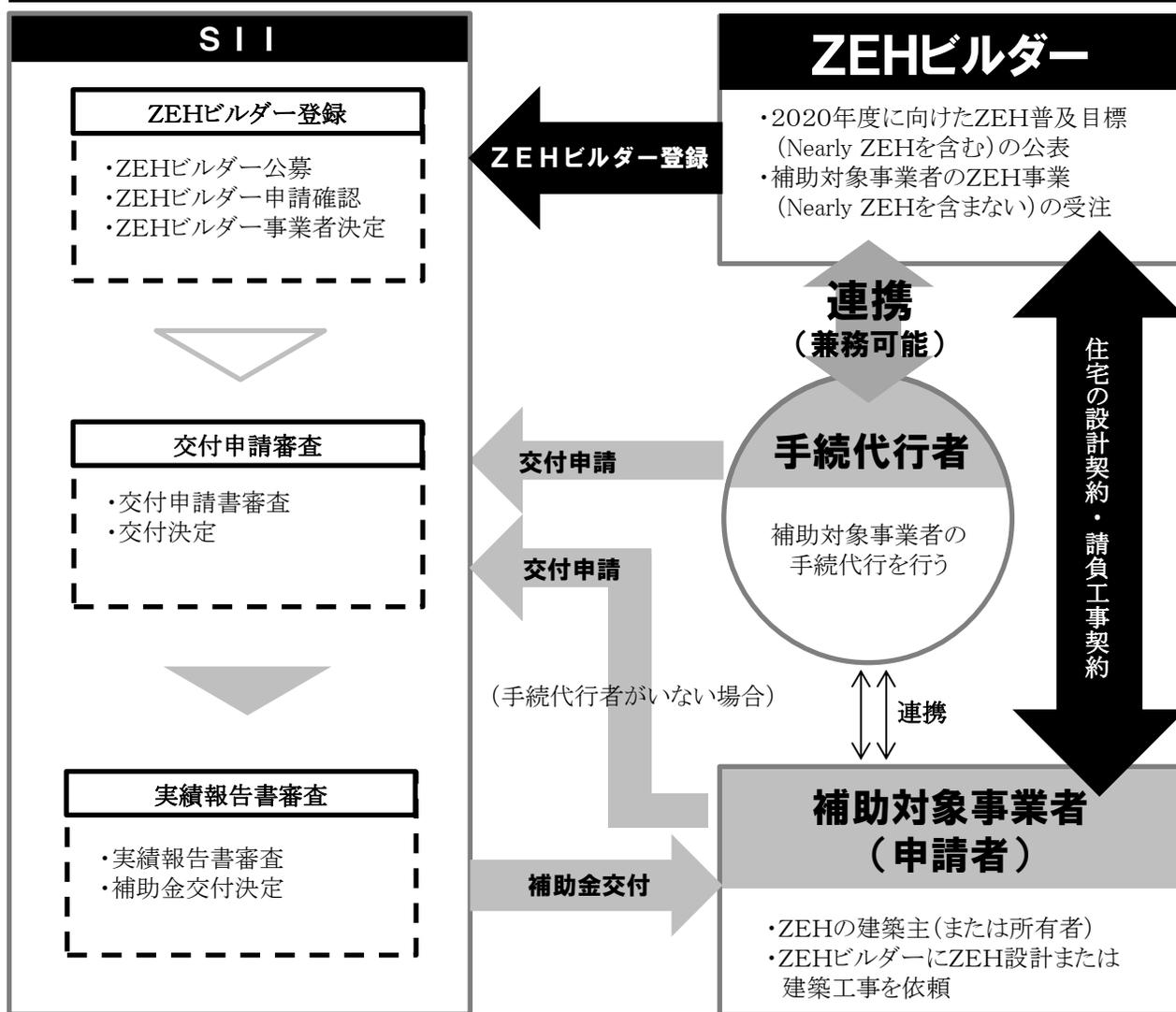
ZEHビルダーは、自社のZEH(Nearly ZEHを含む)が占める割合を2020年度までに50%以上となるZEH普及目標を自社のホームページや会社概要などで公表して、これの実現に努めてください。

ZEHビルダーは、本事業の申請者が新築(または既築改修)するZEHの設計や建築工事および新築建売住宅を受注する立場となります。

- ・本事業ではSIIが公表するZEHビルダーが設計、建築または販売を行う住宅であることが申請の要件となります。
- ・ZEHビルダーは手続代行者を兼務することができます。(手続代行者の業務については、「平成28年度 住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)」公募要領P27を参照してください)

【注意】 ZEHビルダーがZEH(Nearly ZEHを含む)の普及に向けた活動を行っていない場合や、SIIがZEHビルダーとして不適切と判断した場合、SIIはZEHビルダー登録を抹消することができるものとします。

ZEHビルダーの役割と申請者との関係



3 ZEHビルダー登録の要件

ZEHビルダーに登録されるためには、以下の要件を満たす必要があります。

- ①「ZEH普及目標」(P3参照)を有していること。
 - ・ZEH普及目標においては、2020年度までの各年度におけるZEHの普及目標も併せて設定すること。(2019年度までは、必ずしも50%以上とする必要はない)
- ②ZEH普及目標を自社ホームページ、会社概要または一般消費者の求めに応じて表示できる書類等で公表すること。

■ ZEH普及目標の掲載について

自社ホームページを有している場合は、そのホームページにZEH普及目標を明記してください。また、登録申請するURLはトップページとし、ZEH普及目標はトップページに掲載するか、トップページ以外に掲載する場合は、ZEH普及目標掲載ページへのアクセスをしやすくなるように、表示等の工夫をお願い致します。

- ③ZEH普及目標の達成に向けて、具体的な普及策を有していること。
- ④ZEHの実績を報告するとともに、報告事項の一部を自社ホームページ、会社概要または一般消費者の求めに応じて表示できる書類等で、ZEH普及目標と併せて公表することに合意すること。
- ⑤経済産業省の所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止措置を受けていないこと。

(注) ZEH普及目標の建築件数の単位は、件数、戸数、軒数いずれでも構いません。また、建築件数については受注、着工、完工のいずれでも構いません。ただし、目標の単位と実績報告時の単位は同じものを用いてください。二世帯住宅や併用住宅の取扱いについても、各事業者が通常取り扱っている計上方法に則って頂いて構いません。

(注) ZEH普及目標の目標値が下がる変更は原則認めません。

4 ZEHビルダー登録の区分

(1) 登録の単位

ZEHビルダーの登録は、原則として1事業者につき1登録とします。ただし、消費者に対し事実上同一の会社として活動を行っているグループ網(親会社・支社・支店・子会社・フランチャイズ等)の場合は、グループ網で1登録とします。(本社・本店等が当該グループ網を代表して登録してください。また、グループ網を分割してその一部のみを登録することはできません。)

(2) 地域による区分

ZEHビルダーの登録は、北海道の区分(A登録)と、北海道以外の都府県の区分(B登録)に分けて行います。1事業者がA登録、B登録の両方に登録することは可能ですが、その場合、ZEH普及目標を「北海道」と「それ以外の都府県」のそれぞれで設定する必要があります。

※この場合において、「北海道」と「それ以外の都府県」とで目標数値の融通を行うことはできません。北海道で供給する住宅の過半数をZEH(Nearly ZEHを含む)とする目標と、それ以外の都府県で供給する住宅の過半数をZEH(Nearly ZEHを含む)とする目標の二つを設定する必要があります。

(3) 住宅の種別による区分

ZEHビルダーの登録は、「注文住宅」、「建売住宅」、「既築改修」の種別毎に登録します。

- ① 「既築改修」に関するZEH普及目標については、その分母を「断熱改修及び住宅全体の改修」とします。
(「2020年度までに、断熱改修及び住宅全体改修のうち、過半数がZEH化改修とする目標」をZEH普及目標として設定してください。水回り設備等の部分改修は対象から除外して構いません。)
- ② 1事業者で、「注文住宅」、「建売住宅」、「既築改修」の複数区分について登録することが可能です。
単独区分の登録も可能です。

※複数区分を設定する場合において、異なる住宅種別間で目標数値の融通を行うことができます。
例えば、2020年度時点において注文住宅で70%のZEH(Nearly ZEHを含む)化目標、建売住宅で20%のZEH(Nearly ZEHを含む)化目標、注文住宅+建売住宅で50%以上のZEH(Nearly ZEHを含む)化目標を設定した場合、「注文住宅」「建売住宅」の二つの区分でZEHビルダー登録が可能です。

■ 複数区分を設定する場合における、異なる住宅種別間での目標数値の融通計算例

- 注文住宅 240件のうち 168件をZEH(Nearly ZEHを含む) 168/240 = 70%
- 建売住宅 60件のうち 12件がZEH(Nearly ZEHを含む) 12/60 = 20%

この場合

- (注文住宅+建売住宅=300件)のうち180件がZEH(Nearly ZEHを含む)
..... 180/300 = 60% >50%

■ ZEHビルダー登録の例

| | 注文住宅 | 建売住宅 | 既築改修 |
|-----------------|------|------|------|
| A 登録 (北海道) | ○ | | |
| B 登録 (他の都府県) | ○ | ○ | |

1事業者が、上記の区分でZEHビルダー登録された場合、①北海道内での建築請負契約を行った注文住宅のZEH(1,2地域においては寒冷地特別強化外皮仕様のNearly ZEHを含む)、②北海道以外の都府県で建築請負契約を行った注文住宅のZEH、③北海道以外の都府県で販売する建売住宅のZEH、の3種類が補助対象となります。

この場合、「北海道の注文戸建についてのZEH、Nearly ZEH過半数目標」、「北海道以外の都府県の注文戸建と建売住宅の合計についてのZEH、Nearly ZEH過半数目標」の二つのZEH普及目標を設定し、登録を受ける必要があります。

5 ZEHビルダー登録に必要な書類

- ① 登録申請書
 - ・ZEHビルダー登録申請書
 - ・ZEHビルダーに係る誓約書
 - ・暴力団排除に関する誓約事項
- ② ZEH(Nearly ZEHを含む)事業計画書
 - ・2016年度(平成28年度)～2020年度(平成32年度)の年間建築目標(5年分)
各年度のZEH(Nearly ZEHを含む)受注の割合
※目標は、2020年度(平成32年度)にZEH(Nearly ZEHを含む)の割合が50%以上になっていることが求められます。
※A登録、B登録の両方に登録申請する場合には、それぞれ目標値を設定してください。(P4参照)
※注文住宅、建売住宅、既築改修の複数区分で登録申請する場合は、「A登録」内、「B登録」内で目標値の融通を行うことができます。(P5参照)
 - ・目標達成に向けた具体策
 1. ZEH(Nearly ZEHを含む)の周知・普及に向けた具体策
 2. ZEH(Nearly ZEHを含む)のコストダウンに向けた具体策
 3. その他の取り組みなど
- ③ 会社概要(実施体制図が分かるもの。カタログ等でも可)
 - ※支店・代理店等がある場合は、支店網・フランチャイズ網なども明記してください。
- ④ 印鑑登録証明書(申請前3カ月以内に発行されたもの)
- ⑤ 各種許可証・登録証の写し(建設業許可証、特定建設業許可証、建築士事務所登録証)
 - ※建売住宅の区分でZEHビルダー登録する場合は、宅地建物取引業免許の写し
 - 上記のいずれの資格も有しない場合は、住宅瑕疵担保責任保険法人との保険契約締結証明書の写し
- ⑥ ZEH(Nearly ZEHを含む)目標の公表資料(自由様式)

6 ZEHビルダー登録後の実績報告とその一部の公表

ZEHビルダーに登録された事業者は、事業年度終了後、以下の内容を毎年度経済産業省に報告する必要があるため、注意すること。

- ① 事業年度におけるZEH(Nearly ZEHを含む)の割合(登録された区分ごとに実績を分けて報告すること。)
- ② ①の算出の根拠となる以下の資料
 1. 事業年度における住宅建築件数
 2. 事業年度におけるZEHの建築件数
 3. 事業年度におけるNearly ZEHの建築件数
- ③ ZEH(Nearly ZEHを含む)の普及に向けて行った取組内容
- ④ ZEH及びNearly ZEHの外皮性能(UA値)の分布

- ・建築件数の単位(件数、戸数、軒数)は、ZEHビルダー登録時の単位と同じものを用いてください。
- ・ZEHビルダー登録時に設定したZEH普及目標を達成してなくても、そのことのみを理由として、ZEHビルダーの登録を取り消したり、補助金の返還を求めることはありません。
ただし、ZEH普及目標を達成しなかった場合には、その理由等の分析を行ってください。
- ・「④ZEH及びNearly ZEHの外皮性能(UA値)の分布」は任意報告事項です。報告しなくても構いません。
- ・本報告は、2020年までの間、毎年度報告する必要があります。(第1回目の報告は、2016年度の実績内容を2017年度に報告して頂きます。時期、様式、提出先等は今後ZEHビルダーに登録された事業者にご連絡します)

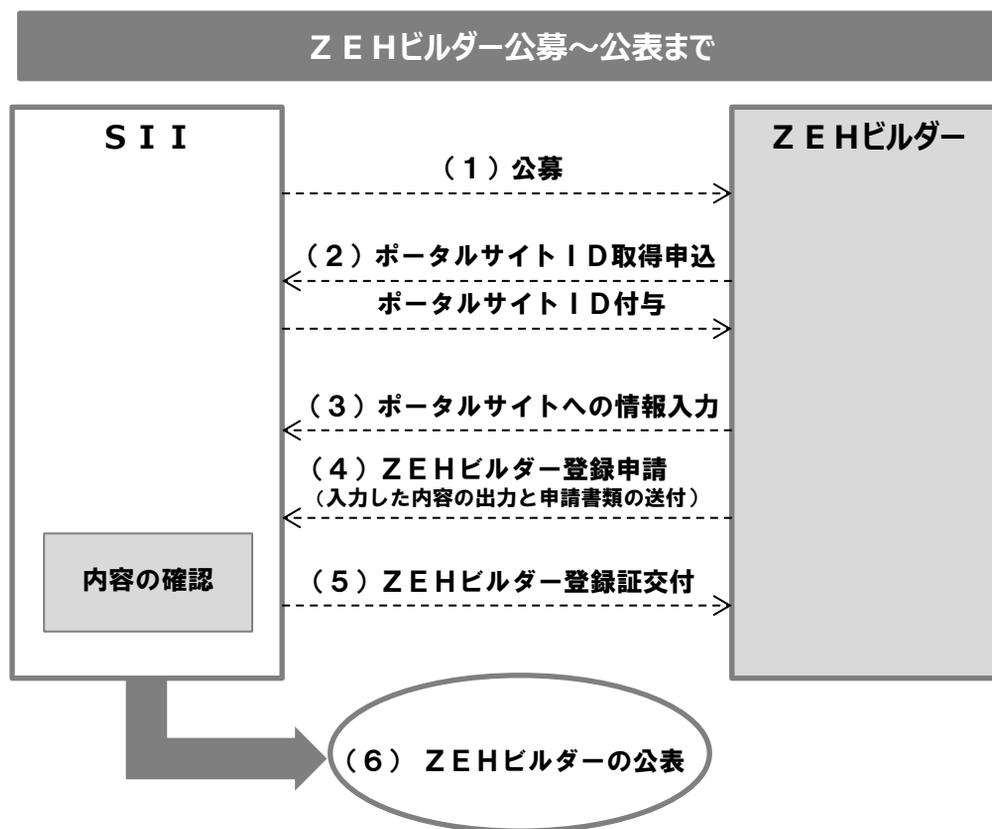
上記報告事項のうち、「①事業年度におけるZEH(Nearly ZEHを含む)の割合」については、自社ホームページ、会社概要または一般消費者の求めに応じて表示できる書類等で公表すること。

- ・②～④については、公表しなくとも問題ありません。

(注) 政府は、ZEHビルダーの登録情報や報告された内容を、ZEH普及状況の確認や公表、更なるZEH普及施策の実施や検討等に用いる予定ですので、予めご了承ください。
なお、この場合において、報告された情報は個人情報等に配慮して取り扱う予定です。

7 ZEHビルダーの公募～公表

ZEHビルダーの公募から公表までの手順は、以下の流れに沿って行います。



ZEHビルダー登録の申請は、インターネット環境ならびにEメールの送受信環境を利用して行います。インターネット環境ならびにEメール送受信環境をお持ちでない方で、ZEHビルダー登録を希望する方は、その旨をSIIまでお問い合わせください。

(1) 公募

SIIは以下の期日にZEHビルダーを公募します。

公募期間：平成28年4月4日(月) ～ 平成29年3月3日(金) 17時必着

- ※ 第12回公表日(2月3日)にZEHビルダーの登録を希望する場合には1月20日(金)17時必着で、申請書類が到着するよう送付してください。
 第12回(追加分)公表日(2月10日)にZEHビルダーの登録を希望する場合には1月31日(火)17時必着で、申請書類が到着するよう送付してください。
 第13回公表日(3月17日)にZEHビルダーの登録を希望する場合には3月3日(金)17時必着で、申請書類が到着するよう送付してください。
 ただし、書類に不備等がある場合には、上記期日までに申請された場合でも、当該公表日に公表できないことがあるので、注意してください。

(2) ポータルサイトのID取得申込 ～ IDの付与

ZEHビルダーの登録申請は、SIIがWEB上に設置するポータルサイトを活用して行ってください。

- ① SIIホームページからID取得の申込手続きを行ってください。
- ② ID取得申込後、登録したメールアドレス宛にアカウント情報(ID、パスワード)が通知されます。

※ ID取得申込以降のポータルサイトの運用についてはSIIホームページに掲載の「ZEHビルダー・ポータルサイト・マニュアル.pdf」を参照してください。

(3) ポータルサイトへの情報入力

アカウント情報を通知したメールに記載されているZEHポータルサイトのURLにアクセスして、取得したID・パスワードでログインして必要事項を入力してください。

(4) ZEHビルダー登録申請

ZEHビルダーポータルサイトの入力完了したら、PDF出力の「ビルダー登録申請書」ボタンおよび「ZEH事業計画書」ボタンをクリックしてポータルサイト上で生成されるPDF(下表No.①、②)を出力してください。必要箇所に捺印し、下表③～⑥の書類と併せてSIIが指定する方法でファイリングし、送付してください。

なお、**申請書類一式は原本の写しを控えとして手元に必ず保管してください。**

※捺印は必ず「登録印」で行ってください。

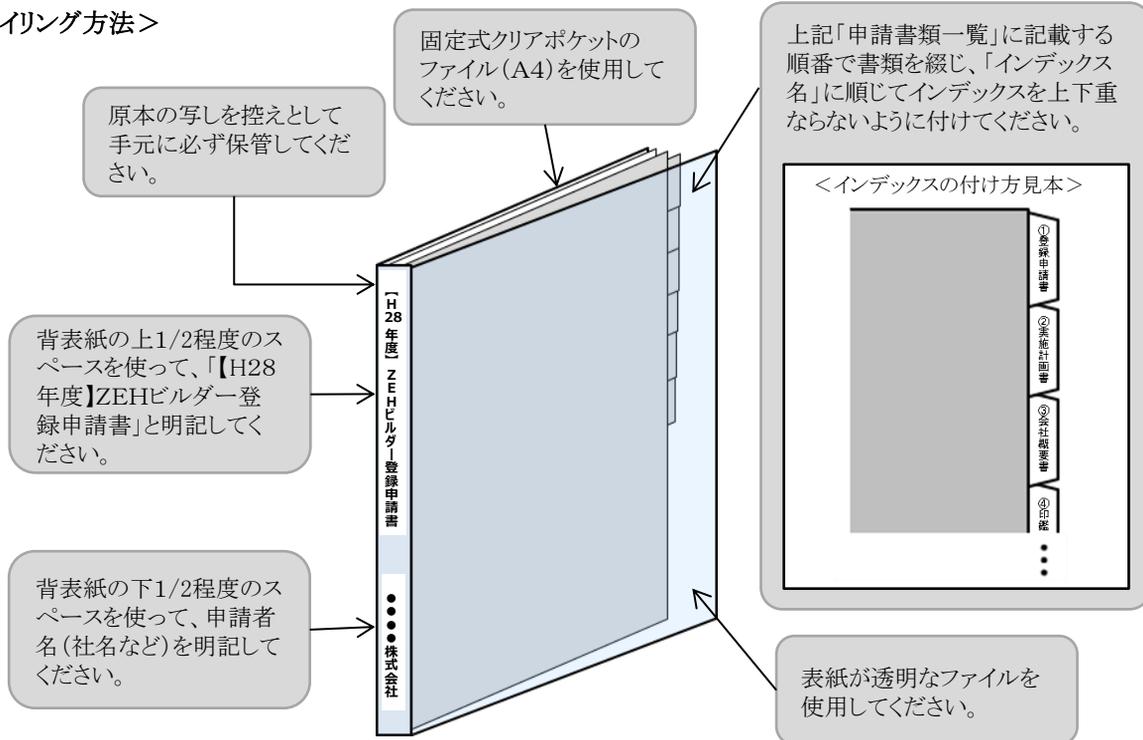
※1事業者が「A登録」と「B登録」の両方に申請する場合は、同一のファイリングとすることで③～⑥の書類については共通の提出書類で可とします。

<申請書類一覧>

| NO | インデックス名 | 様式 | 申請書類名称 | ポータル出力 | 注意事項 |
|----|-----------|-----------|--|--------|--|
| ① | 登録申請書 | 指定(様式1) | ZEHビルダー登録申請書 (ZEHビルダーに係る誓約書、暴力団排除に関する誓約事項を含む) | ● | |
| ② | 事業計画書 | 指定(定型様式1) | ZEH事業計画書 | ● | |
| ③ | 会社概要 | 様式自由 | 会社概要書 | | カタログ等でも可 以下の内容が含まれること ・会社名 ・代表者 ・所在地 ・実施体制図 |
| ④ | 印鑑登録 | 原本 | 印鑑登録証明書 | | 3カ月以内に発行されたもの |
| ⑤ | 各種許可証・登録証 | 写し | 各種許可証・登録証の写しまたは右記いずれの資格も有しない場合、住宅瑕疵担保責任保険法人の保険契約締結証明書の写し | | 建設業許可証・特定建設業許可証・建築士事務所登録証・宅地建物取引業免許等 |
| ⑥ | 目標公表資料 | 様式自由 | ZEH目標公表資料 | | ホームページを印刷したもの、または会社概要等 |

(注) 申請書類に不備・不足等がある場合は原則、申請を受理しませんので、ご注意ください。

<ファイリング方法>



(5) ZEHビルダーの確認と登録

SIIは、公募期間中に届いたZEHビルダー登録申請内容について確認を行い、適正であると認めた申請者に対してZEHビルダー登録証を交付します。

また、登録されたZEHビルダーを定期的にSIIホームページにて公表します。

確認の結果は登録の可否に関わらず申請者に通知します。

(6) ZEHビルダーの公表

SIIでは確認が完了し、適正であると認めた登録申請者に対して、ZEHビルダーとして登録し、下記の期日に公表します。

| | | |
|-------------------------|----------------|-----------------|
| 第1回公表(済):平成28年4月22日(金) | 第9回公表(済) | :平成28年11月8日(火) |
| 第2回公表(済):平成28年5月13日(金) | 第10回公表(済) | :平成28年11月25日(金) |
| 第3回公表(済):平成28年6月17日(金) | 第11回公表(済) | :平成29年12月22日(木) |
| 第4回公表(済):平成28年7月8日(金) | 第11回(追加分)公表(済) | :平成29年1月6日(金) |
| 第5回公表(済):平成28年7月29日(金) | 第12回公表 | :平成29年2月3日(金) |
| 第6回公表(済):平成28年8月26日(金) | 第12回(追加分)公表 | :平成29年2月10日(金) |
| 第7回公表(済):平成28年9月28日(水) | 第13回公表 | :平成29年3月17日(金) |
| 第8回公表(済):平成28年10月21日(金) | | |

※個別の問い合わせについては、一切、応じられませんのであらかじめご了承ください。

8 注意事項

ZEHビルダーの登録申請を行う者は以下の点に注意してください。

①SIIが行う監査や検査、会計検査院による会計検査がある場合は必ずこれに協力してください。

②不正な方法でZEHビルダーに登録申請した場合、ZEHビルダーが正当な理由なく実績報告を行わない場合、ZEH(Nearly ZEHを含む)の割合の公表を行わない場合、虚偽の実績報告を行った場合、ZEH(Nearly ZEHを含む)の普及に向けた活動を全く行っていない場合等ZEHビルダーとして不適切であると判断した場合、SIIはZEHビルダー登録を抹消することができるものとします。また、ZEHビルダーによる不正行為によってZEHビルダー登録が抹消された場合には、その旨の公表のほか、これに関わった補助対象事業者への補助金の交付決定取り消しや、既に支払った補助金の返還を求めるときもあり得ますので、ご注意ください。

③ZEHビルダーの登録内容に変更が生じた場合は、すみやかにSIIにその旨を報告し、その指示に従ってください。

9 提出先および問合せ先

申請書類の提出先および問合せ先は以下の通りです。

【提出先】

〒104-0061 東京都中央区銀座2-16-7 恒産第3ビル9階

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

『平成28年度 ZEHビルダー登録』申請係

※「平成28年度 ZEHビルダー登録申請書在中」と必ず記入してください。

【発送の注意事項】

※SIIから申請者に対して申請書を受け取った旨の連絡は致しません。

配送状況が確認できる手段(簡易書留等)で送付してください。

※申請者又は手続代行者がSIIに送付する申請書は「信書」に該当するものが含まれることから、郵便物・信書便物以外の荷物扱いで発送出来ないのに注意すること。

※申請書の持ち込みは受理しないのに注意すること。

【問合せ先】

TEL:03-5565-4081 (10時~17時 平日のみ)

